相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市西区玉津町上池二九七番地六、最後の住所神戸市西区玉津町上池一五五番地の二　被相続人　亡　中井ちよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月四日

事務所神戸市須磨区中落合二丁目二番五号名谷センタービル七階　相続財産管理人　司法書士　鎌田　貴史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市津屋崎二二四九番地六、最後の住所福岡県福津市津屋崎二二四九番地の六　被相続人　亡　西山　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月四日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号　相続財産管理人　木津圭太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県東松浦郡北波多村大字田中一四七六番地六二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　八谷　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月四日

佐賀県鳥栖市東町一丁目一〇七四番地ＡＳレジデンス鳥栖七〇五　相続財産管理人　櫻田　康則

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社マンアップ　株式会社マンアップ　滋賀県大津市京町四丁目五番二三号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年八月四日

滋賀県大津市京町四丁目五番二三号　株式会社マンアップ　代表取締役　宇野喜佐子

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定に基づく上尾都市計画事業原市北部第二土地区画整理事業の換地処分通知書のうち、左記に記載するものに対する通知は、送付すべき場所を確知することができない、または送付したが受領を拒まれたため、それぞれ当該書類を通知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定に基づき、当該書類の送付にかえてその通知書の内容を左記のとおり公告します。

記

権利者氏名　齋藤　英夫

権利者住所　上尾市大字原市一五三五番地二

従前の土地

上尾市大字原市字九番耕地一五三五番二

地目　畑　登記簿地積　三六九㎡

換地処分後の土地

四街区　上尾市原市北一丁目二五番七

地目　宅地　地積　二七九・九九㎡

清算金精算額　交付八万八百四十六円

従前の土地

上尾市大字原市字九番耕地一五三五番四

地目　畑　登記簿地積　一三一㎡

換地処分後の土地

四街区　上尾市原市北一丁目二五番八

地目　宅地　地積　八六・〇〇㎡

清算金精算額　交付八万四千二十八円

権利者氏名　島田　博久

権利者住所　上尾市大字原市二一八五番地六

従前の土地

上尾市大字原市字拾弐番耕地二一八五番六

地目　宅地　登記簿地積　一二七・五八㎡

換地処分後の土地

十九街区　上尾市原市北一丁目十五番十六

地目　宅地　地積　一二九・〇五㎡

清算金精算額　徴収二十一万二百七十円

権利者氏名　髙橋　恭子

権利者住所　上尾市大字原市一五二五番地一〇

従前の土地

上尾市大字原市字九番耕地一五二五番一〇

地目　宅地　登記簿地積　一〇四・五三㎡

換地処分後の土地

六街区　上尾市原市北一丁目二二番三

地目　宅地　地積　一〇五・二五㎡

清算金精算額　徴収十九万八百九十四円

権利者住所　上尾市大字原市一五二五番地一〇

従前の土地

上尾市大字原市字九番耕地一五二五番三

地目　公衆用道路　登記簿地積　七・一二㎡

清算金精算額　交付二万八百四十三円

うち供託すべき金額　二万八百四十三円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算

法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　髙橋　恭子（持分三千四百四十一分の千六百十一）

権利者住所　上尾市大字原市一五二五番地一〇

従前の土地

上尾市大字原市字九番耕地一五二五番七

地目　公衆用道路　登記簿地積　三四㎡

換地処分後の土地

六街区　上尾市原市北一丁目二二番五

地目　公衆用道路　地積　二六・三一㎡

清算金精算額　交付一万千七百三十五円

うち供託すべき金額　一万千七百三十五円

権利者氏名　細井美智子

権利者住所　上尾市大字原市二一九五番地

従前の土地

上尾市大字原市字拾番耕地一七四七番四

地目　畑　登記簿地積　二四㎡

上尾市大字原市字拾番耕地一七四七番八

地目　畑　登記簿地積　一二三㎡

上尾市大字原市字拾番耕地一七四七番九

地目　畑　登記簿地積　二五二㎡

換地処分後の土地

四街区　上尾市原市北一丁目二五番二一

地目　畑　地積　二七五・六〇㎡

清算金精算額　交付十一万三千百五十九円

権利者氏名　細井美智子（持分百二十分の六十九）

権利者住所　上尾市大字原市二一九五番地

従前の土地

上尾市大字原市字拾番耕地一七四七番七

地目　畑　登記簿地積　五九㎡

換地処分後の土地

二街区　上尾市大字原市字拾番耕地一七四七番七

地目　雑種地　地積　四・九八㎡

一街区　上尾市大字原市字拾番耕地一七四七番一〇

地目　雑種地　地積　一三・八一㎡

四街区　上尾市原市北一丁目二五番二〇

地目　畑　地積　二三・七三㎡

清算金精算額　交付一万七千五百三十四円

権利者氏名　細井美智子（持分二百六十七分の六十九）

権利者住所　上尾市大字原市二一九五番地

従前の土地

上尾市大字原市字拾弐番耕地二一八七番

地目　畑　登記簿地積　一二八㎡

換地処分後の土地

四街区　上尾市原市北一丁目二五番一九

地目　畑　地積　二三・六一㎡

十九街区　上尾市原市北一丁目一五番二二

地目　雑種地　地積　五一・〇五㎡

二十一二街区　上尾市原市北一丁目一一番一一

地目　宅地　地積　一六・〇〇㎡

清算金精算額　交付三万四千四百三十九円

うち供託すべき金額　三万四千四百三十九円